

宍粟市監査委員告示第1号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく、宍粟市職員措置請求について監査を実施したので、同条第5項の規定により、その結果に関する通知を公表します。

令和3年9月15日

宍粟市監査委員 畑 中 正 之
宍粟市監査委員 宮 元 裕 祐

第1 請求人

兵庫県宍粟市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇

兵庫県宍粟市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇

第2 請求の受理

1 請求書の收受

請求人が、令和3年7月21日に本件請求書を持参した。本件請求について形式的要件を具備していると認め、同日付けで請求書を收受した。

2 請求書の受理

令和3年7月30日に監査委員に意見を求め、請求内容について要件審査をおこなったところ、要件を具備しているものと認め同日付けで受理し、同日付けで請求人に通知した。

第3 監査の執行

1 監査の期間

令和3年8月2日から令和3年9月10日まで

2 監査の対象部局

産業部商工観光課を監査対象とした。

第4 請求の要旨（請求書一部要約）

- ばんしゅう戸倉スキー場の指定管理者(株)マックアースに赤字補填として3,500万円支払った件に対して市長に返還を求める。

【経過】

ばんしゅう戸倉スキー場は

2008年：

マックアースなどMONグループ3社で指定管理者を務めていたが、近年は暖冬による雪不足に苦しんでいた。(添付資料①)

2018年12/19：

宍粟市は3,500万円を上限に赤字補填額を提示し、マックアースが単独で3年間運営することになった。(添付資料②) (ばんしゅう戸倉スキー場以外に音水湖カヌー競技場、

くるみの里も運営することになる)

2020年3/30:

マックアースは戸倉スキー場の運営継続が困難として、撤退する意向を市に申し入れた。
(添付資料③)

2020年8/24:

戸倉スキー場の新たな指定管理者として若杉高原開発企業組合(おおよスキー場を運営)と仮契約の報道。契約内容は期間3年間、指定管理料として年間940万円を支払う内容。
(添付資料④)

2020年9月10日市議会:

2019年冬の暖冬でマックアースは3日しか営業ができず赤字となり、3,500万円の赤字補填を議会が決定。(添付資料⑤) 新たな指定管理者として若杉高原開発企業組合を議会が決定。(添付資料⑥)

【問題点】

僅か3日間の営業で、35,000,000円の赤字の根拠・積算は妥当なのか。

平成29年度は66日の営業。平成30年度は53日の営業。平成31年度は3日の営業
(添付資料⑦)

① 人件費(給与等)について(添付資料⑦⑧)

平成29年度事業計画(予算): 5,020,000円。

平成29年度決算: 4,961,666円。営業日数: 66日。利用人数: 26,834人。

平成30年度事業計画(予算): 5,400,000円

平成30年度決算: 6,633,181円。営業日数: 53日。利用人数: 18,403人。

平成31年度事業計画(予算): 5,400,000円。

平成31年度決算: 9,628,647円。営業日数: 3日。利用人数: 537人。

- ・平成31年度の事業計画書と決算とには大きな金額差があり、平成29・30年度と比較して、妥当額なのか疑問。

② ゲレンデ整備費について(添付資料⑦⑧)

平成29年度決算: 1,418,831円。営業日数: 66日。利用人数: 26,834人

平成30年度決算: 1,820,792円。営業日数: 53日。利用人数: 18,403人。

平成31年度決算: 4,947,836円。営業日数: 3日。利用人数: 537人。

- ・平成31年度は僅か3日の営業であるにもかかわらず、前年度、前々年度と比較して約3倍のゲレンデ整備費が必要であったか疑問である。

③ 本部経費について（添付資料⑨）

3,296,000 円計上されている。

- ・ 摘要欄に前年予算計画の 5%とあるが、これは妥当な経費であるか疑問である。

④ 固定資産除却損について（添付資料⑨）

591,668 円計上されている。

- ・ なぜ計上されているか疑問である。

⑤ 株式会社マックアースと若杉高原開発企業組合の経費比較について

新たに指定管理者となった若杉高原開発企業組合は指定管理料として年間 940 万円である。

- ・ 何故、年間 940 万円で契約をしたか疑問である。（添付資料④）

以上のことにつき、下記の点について監査を求める。

① 人件費（給与等）について

基本協定第 3 章 本業務の実施 第 14 条 乙は、この基本協定、年度協定、法令のほか、事業計画等に従って実施するものとする。とあり（添付資料⑩）

平成 31 年度決算では、平成 31 年度事業計画の人件費 5,400,000 円の 1.78 倍の 9,628,647 円が決算の人件費となっている。また、平成 29・30 年度の人件費と比較すると平成 31 年度は 1.5～1.9 倍になっている。（添付資料⑧）

僅か 3 日の営業では残業等の時間外勤務が発生し、計画予算を大幅に増加したと云い難い。よって、平成 31 年度決算の人件費は不当である。

② ゲレンデ整備費について

平成 30 年度の事業報告書に「圧雪車 LH500A 走行系の不調により、代替車両を整備して利用するも 1 月にゲレンデ内で走行不能に・・・」とある。（添付資料⑦）

圧雪車故障修繕費として、宍粟市が 2,550,000 円負担している。（添付資料⑪）

また、平成 31 年度の事業報告書に圧雪車エベレスト（中古）購入（添付資料⑦）とあり、さらに、圧雪車エベレスト（中古）レンタル 300,000 円（添付資料⑫）も行っている。以上よって、平成 31 年度時点では、圧雪車があり、高額なゲレンデ整備費を掛けてまで西谷塗装に委託（添付資料⑬）する必要がない。

また、僅か 3 日間しか営業していなことを考えれば、ゲレンデ整備費 4,947,836 円の計上は不当な金額である。

③ 本部経費について

販売費及び一般管理費は、企業会計における勘定科目の区分の一つ。費用の部に計上される。企業の営業活動（いわゆる本業の活動）に要した費用のうち、売上原価に算入されない額をいう。

一般管理費は、総務や企業全体を運営し管理するために要した費用をいい、間接部門（人事・経理・役員など）の人件費（給与・賞与・諸手当）、間接部門が入居する事務所を運営するための費用（光熱費、家賃、減価償却費など）租税公課、会社全体の福利厚生費、その他の経費（交際費・旅費交通費・通信費など）が該当する。

科目記載は本部経費配賦額（販売費・一般管理費）とし、本社・本部社員の人件費（給与、賞与、通勤手当等）、本社家賃、求人・採用費、研修その他すべての費用を事業活動収入（収益）等に応じて按分して、各事業所に計上すべきところを、本部経費「前年度予算計画の5%」（添付資料⑨）と一括計上しており、予算計画は営業活動（いわゆる本業の活動）に要した費用の実績とは異なる。

平成31年度予算計画は収入64,600,000円、支出80,810,000円。実績は収入3,847,140円、支出39,380,567円（添付資料⑧）

粗利とは、売上総利益のことで、粗利構成比率で本部経費を配賦する方法は最も一般的な配賦基準である。

また、本社費の配賦は任意性を伴うので、配賦を行わないこともある。

予算計画で按分して費用として計上し、市に請求することは不当計上と云わざるを得ない。

また、指定管理者株式会社マックアースの会社概要では、資本金：100,000,000円（2020年10月情報）事業所：スキー場16ヶ所 ホテル16ヶ所 キャンプ場3ヶ所 ゴルフコース4ヶ所（2020年10月情報）社員：グループ全体151名（2020年10月情報）とある。（添付資料⑭）

39ヶ所の事業所に本部経費を按分しているならば、ばんしゅ戸倉スキー場の本部経費3,296,000円は異常に高額であると云わざるを得ない。

よって、この本部経費の計上は不当である。

④ 固定資産除却損について

固定資産除却損とは、会社の事業において、不要となり廃棄処分した有形固定資産を、除却することによって発生した損失のことである。

平成30・31年度と、2年連続の固定資産除却損（圧雪車）を計上している。

（添付資料⑨⑮）

平成31年度（勘定科目毎の詳細）固定資産除却損749,482円計上されている。

摘要欄に「圧雪車エベレスト（中古）レンタル契約に変更除却」とある。（添付資料⑨）

平成30年度事業報告書に「圧雪車LH500A 走行系の不調により代替え車両（LH500D）を整備して利用するも、1月にグレンデ内で走行不能に。救護車としてPB300DDを借り

受けて営業」とある。(添付資料⑦)

平成 30 年度の収支報告書(勘定科目毎の詳細)固定資産除却損 157,814 円計上されている。摘要欄に LH500 ゲレンデ整備車 除去とある。(添付資料⑮)

また、平成 30 年度ゲレンデ整備費の中に圧雪車故障修繕として宍粟市会計管理者から 2,550,000 円支払を受けている。(添付資料⑩)

基本協定第 16 条 2 前項各号に規定する工事及び修繕等により生じた更新施設は、すべて甲に帰属するものとする。(添付資料⑯)とあり、このことから圧雪車は宍粟市の資産になる。

よって、平成 31 年度の固定資産除却損の計上は不当である。

⑤ 株式会社マックアースと若杉高原開発企業組合の経費比較について

ばんしゅう戸倉スキー場は、平成 31 年度事業報告書で 3 日の営業で収支が 35,533,427 円の赤字、平成 30 年度は 53 日の営業で 24,187,781 円の赤字。平成 29 年度は 66 日の営業で 9,890,830 円の赤字。(添付資料⑧)

にも関わらず、若杉高原開発企業組合は指定管理料として年間 940 万円で契約した。

この事実から、年間 940 万円の費用があれば、スキー場運営ができると判断できる。

よって、指定管理者株式会社マックアースに 3,500 万円赤字補填は不当である。

⑥ 責任分担について

別記 1 責任分担

運営管理 種類 需要変動 施設競合等による利用者減、収入減など当初見込みと異なる状況 宍粟市の責めに帰すべき事由以外の要因による運営費の膨張 責任分担について、負担者は指定管理者になっている。(添付資料⑰)

平成 29、30 年度赤字であったにもかかわらず、経費を増大させていることは(人件費、消耗品費、ゲレンデ整備費、減価償却費)宍粟市の責めに帰すべき事由以外の要因による運営費の膨張に当たる。

また、平成 31 年度の実業報告書で「無料休憩所の設置」「レンタル所内のレイアウト変更。物品他尿のラック等の新設・新規購入。レンタル用品も 150 万円を投資し、一部更新。」とある。そして「暖冬予想、雪不足予想の為、建設重機のためのリースとし、・・・」とある。(添付資料⑦)

過去連続赤字であったこと、暖冬予想、雪不足予想をしながら、経営改善努力を行わず、費用を増大させ、収支を悪化させたと言わざるを得ない。

よって、指定管理者株式会社マックアースに税金 3,500 万円による赤字補填は不当である。

⑦ ①～⑥により、市独自で事業報告書を精査したとは言えず、指定管理者の要求に従って支払をした。3,500 万円赤字補填は税金であり、この支払は不作為行為と言わざるを得ない。

よって、不当な税金支出であることから市長に 3,500 万円を返還することを求めるものである。

最後に、我々請求人は、有効な税金使途により、住民福祉の増進を願うものである。僅か 3 日の営業で 3,500 万円を赤字補填するという事実は、誰が考えても疑問に思うはずである。にも関わらず、支払を行ってしまうことに大きな問題があると考ええる。地域経済の活性化・人口減少の歯止め、有効な施策の実施や安心・安全な暮らしやすい街を望み、措置請求書を提出したものである。

【事実証明書】

- 添付資料① ばんしゅう戸倉スキー場の概要『ウィキペディア (Wikipedia)』 (写し)
- 添付資料② 宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場・宍粟市くるみの里・宍粟市音水湖カヌー競技場の管理運営に関する基本協定書 (抜粋、写し)
- 添付資料③ 公文書開示請求による「赤字補てん及び指定管理の取り消しの手続きに関する資料一式」から (抜粋、写し)
- 添付資料④ 神戸新聞 NEXT 記事 (写し)
- 添付資料⑤ 議会議事録 (写し)
- 添付資料⑥ 議会議事録 (写し)
- 添付資料⑦ 公文書開示請求による指定管理者事業報告書「平成 31 年度及び平成 30 年度」(抜粋、写し)
- 添付資料⑧ 公文書開示請求による指定管理者事業報告書「平成 31、30 年、29 年度」(抜粋、写し)
- 添付資料⑨ 公文書開示請求による「平成 31 年度収支実績資料」から (抜粋、写し)
- 添付資料⑩ 宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場・宍粟市くるみの里・宍粟市音水湖カヌー競技場の管理運営に関する基本協定書 (抜粋、写し)
- 添付資料⑪ 公文書開示請求による平成 30 年度の収支報告書 (勘定科目毎の詳細) から (抜粋、写し)
- 添付資料⑫ 公文書開示請求による平成 31 年度の収支報告書 (勘定科目毎の詳細) から (抜粋、写し)
- 添付資料⑬ 公文書開示請求による平成 31 年度の収支報告書 (勘定科目毎の詳細) から (抜粋、写し)
- 添付資料⑭ 株式会社マックアースの概要 (ホームページより、写し)
- 添付資料⑮ 公文書開示請求による平成 30 年度の収支報告書 (勘定科目毎の詳細) から (抜粋、写し)
- 添付資料⑯ 宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場・宍粟市くるみの里・宍粟市音水湖カヌー競技場の管理運営に関する基本協定書 (抜粋、写し)
- 添付資料⑰ 宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場・宍粟市くるみの里・宍粟市音水湖カヌー競技場の管理運営に関する基本協定書 (抜粋、写し)

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和3年8月10日に宍粟市役所5階502会議室において、請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

陳述には、請求人 及び請求人 が出席し、本件措置請求の要旨について補足を行った。

また、補足資料として、以下の新たな事実証明書の提出があった。

【新たな事実証明書】

添付資料① 公文書開示請求による指定管理者事業報告書「平成31、30、29年度」
(抜粋、写し)

添付資料② 公文書開示請求による指定管理者事業報告書「平成31、30、29年度」
(抜粋、写し)

添付資料③ 公文書開示請求による平成31年度の収支報告書(勘定科目毎の詳細)から
(抜粋、写し)

添付資料④ 公文書開示請求による平成31年度の収支報告書(勘定科目毎の詳細)から
(抜粋、写し)

2 関係職員の事情聴取・調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、令和3年8月17日に宍粟市役所5階監査委員室において、事実関係の聴取及び調査を行い、次の者が出席した。

産業部長 商工観光課長

第6 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 監査委員の判断

(1) 人件費(給与等)について

株式会社マックアースは、利用者の安全確保と適正なサービスを提供する上で、スタッフの高齢化と人手不足が従前からの懸案事項であったため、継続的に職員募集を行っており、平成31年度に正職員1名を新たに雇用したことにより人件費が増加しているものである。

また、売上高に影響しない費用である固定費の人件費が予算を大幅に増加することは、請求人はあり得ないと主張しているが、宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場・宍粟市くるみ

の里・宍粟市音水湖カヌー競技場の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第 29 条に規定された事業計画書を宍粟市へ提出後の正職員採用であったため、添付資料⑧の平成 31 年度事業報告書（収支報告）人件費（給料等）の予算額 5,400,000 円に増額予算分は反映されておらず、決算額との大きな金額差はやむを得ない。

基本協定第 14 条に「乙は、この基本協定、年度協定、法令のほか、事業計画書等に従って本業務を実施するものとする。」とあるが、この正職員採用については、甲（宍粟市）乙（株式会社マックアース）協議の上行っており、3 日間の営業ではあるが、利用者の安全確保と適正なサービスを提供するため、スタッフの研修や施設整備など営業に向けた準備・片付けを含め必要とされる人件費と考える。

（2）ゲレンデ整備費について

ゲレンデ整備を行う圧雪車の配備状況は表①のとおりである。

表① 圧雪車の配備状況

年度	車 両	所有者	稼 働	備 考
H29	PB200×1 台	宍粟市	○	
	LH500A×1 台	株マックアース	○	
H30	PB200×1 台	宍粟市	△→○	市の負担で修繕
	LH500A×1 台	株マックアース	△→×	走行系不良 【除却 157,814円】
	代替車×1 台	リース	○→×	LH500Aの走行系不良により、リース契約したが走行不能となる
	救援車×1 台	リース	○	代替車の走行不能により、リース契約する。
H31 (R1)	PB200×1 台	宍粟市	○	
	エベレスト×1 台	株マックアース リース	○	購入後、年度途中にリース契約に切り替える【除却 591,668円】

※○は稼働 △は故障 ×は廃車またはリース契約解約

表①のとおり、圧雪車は毎年、宍粟市所有の貸与車両 1 台と株式会社マックアース配備車両 1 台の 2 台体制でゲレンデ整備を行っている。ばんしゅう戸倉スキー場は、ゲレンデが急勾配で特に振子沢ゲレンデは、圧雪車の運転に高度な技術を要するうえ、中上級スキーヤー向けのいわゆる、「こぶ」の整備など、ゲレンデの管理が必要である。また、スノーボードでのジャンプ台、降雪状況にあわせてキッカーやボックスなどと呼ばれるアイテムを設置する、パークと呼ばれるスノーボード専用の特種なコース「スロープパラダイス」を設置している。ゲレンデ整備費には、圧雪車運転、ゲレンデ及びパーク管理業務を含んでおり、利用者の安全確保のためにも、高い技術力と経験を要する西谷塗装への業務委託は必要であると認められる。

請求人は、添付資料⑦⑧により、平成 29 年度から平成 31 年度までの事業報告書（収支報告）除雪ゲレンデ管理等の決算額を営業日数及び利用人数と合わせて比較をしているが、平成 30 年度までは圧雪車運転、ゲレンデ及びパーク管理業務は、賃金（アルバイト/派遣）として計上していたため、平成 31 年度決算額と一概には比較することが出来ない。また、降雪の有無にかかわらず、スキーシーズンを通して拘束する必要がある、

平成 31 年度からは委託形態としたことから、総価格での業務委託契約となっており、3 日間の営業であったとしても不当な支払いとは言えない。

なお、業務委託契約期間満了前に委託業務の全部が停止されたため、委託契約書に基づき協議の結果、西谷塗装への委託料を 500,000 円減額している。

(3) 本部経費について

本部経費の配賦方法与基準は税務上、定められたものではなく、それぞれ企業において定めることが出来るものであり、あわせて、公平かつ合理的な方法で毎回一定でなければならないとされる。本部経費の配賦方法は、売上純利益を基準とした粗利構成比率が一般的ではあるが、所属社員数構成比率での配賦方法や床面積構成比率での配賦方法など、それぞれの企業にゆだねられている。

株式会社マックアースの法人税申告において本部経費は認められた経費であり、修正申告等が行われていないことから、請求人の指摘である発生主義から逸脱しているとは言えない。また、ばんしゅう戸倉スキー場を含め、同社が経営する施設の総務、経理部門は、それぞれ現地施設には配置されておらず、一括して本部が担う方式を採用している。同社が経営する全国の施設において、本部経費は前年度予算額の 5%としており、公平かつ合理的な方法で毎回一定で行われており、不当な支出ではない。

(4) 固定資産除却損について

平成 30 年度の収支報告書（勘定科目毎の詳細）（添付資料⑩）にある、圧雪車故障修繕 2,550,000 円は、宍粟市所有の貸与車両 PB200 を宍粟市が費用負担して修繕したものであり、現在のばんしゅう戸倉スキー場指定管理者に貸与され稼働している。

平成 30 年度に固定資産除却損 157,814 円を計上した圧雪車 LH500A は、株式会社マックアース所有車両であり、走行系不良により稼働出来なくなり除却したものである。その後、株式会社マックアースが代替車をリースしたが、これも走行不能になり、さらに救援車をリースし対応している（表① 圧雪車の配備状況参照）。

平成 31 年度当初に株式会社マックアースが中古の圧雪車エベレストを 4,010,000 円（税抜）で購入したが、年度途中でリース契約に切り替えたため、取得価格 4,010,000 円（税抜）から減価償却費 668,333 円と購入費未払分 2,750,000 円（税込）との差額 591,668 円（残存簿価 1 円含む）が平成 31 年度の固定資産除却損となっている（表① 圧雪車の配備状況参照）。

固定資産除去損として計上している圧雪車は、両車両とも株式会社マックアースの財産であり、適正な会計処理がなされている。

(5) 株式会社マックアースと若杉高原開発企業組合の経費比較について

令和 2 年度から、ばんしゅう戸倉スキー場の新たな指定管理者である若杉高原開発企業組合の提案で、土日及び祝日のみの営業として指定管理料を設定している。株式会社マックアースは、平成 29 年度、平成 30 年度のスキーシーズン中を全営業日として運営

を行ったものであり、そもそも、若杉高原開発企業組合とは営業日の条件が異なっており、年間 9,400,000 円の費用があれば、スキー場運営が出来ると判断できるものではない。

(6) 責任分担について

平成 29 年度、平成 30 年度と連続赤字であったことは事実であるが、平成 31 年度に実施された、無料休憩所の設置、レンタル所内のレイアウト変更、物品他のラック等の新設・新規購入、レンタル用品の一部更新等は、株式会社マックアースが指定管理者としてサービスの拡充により、利用者を獲得し売上増加を図り、経営改善のために取り組んだものであり、請求人が指摘する基本協定別記 1 責任分担の「宍粟市の責めに帰すべき事由以外の要因による運営費の膨張」にはあたらず、指定管理者の負担とはなりえないと考える。

また、平成 31 年度の記録的な雪不足は想定出来なかったものであり、「施設の競合等による利用者減、収入減など当初見込みと異なる状況」にもあたらず、天変地変に相当する不可抗力と判断するものである。

(7) 結論

請求人は、市独自で事業報告書を精査したとは言えず、指定管理者の要求に従って支払をしたもので、3,500 万円赤字補填は税金であり、この支払は不作為行為と云わざるを得ない。よって、不当な税金支出であることから市長に 3,500 万円を返還することを求めるものであると主張しているが、上記 (1) から (6) の記述のとおり、平成 31 年度事業報告書並びに決算内容を十分に精査したうえで、基本協定に基づき赤字補填を行ったもので、この支払は不作為行為と認められない。

以上のことから、本件の支出は違法又は不当な公金の支出には当たらない。

よって、監査委員の合議により、本件請求に理由がないものと認め、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定する。

3 所感

本件の赤字補填は、宍粟市と指定管理者との間で締結された施設の管理及び運営に係る基本協定に基づき、補正予算として市議会に上程し、審議されたうえで可決されたものであるが、全国的な少子高齢化、人口減少が進む今、本市においても事務事業の縮小、あるいは廃止を余儀なくされるなかで、その変容について、市議会をはじめとする市民との議論のあり方や周知方法が、十分に行われているとは言い難く、このことが住民監査請求の原因になっていると指摘せざるを得ない。

今日の厳しい経済状況のなか、市民の市政に対する関心は高く、行政運営に当たっては、ますます公平性、透明性が求められている。市民の代表である市議会の議決には最大の敬意を払うものであるが、それに至る過程にも敬意と呼ぶに足る努力を要請するとともに、

引き続き開かれた市政の実現に努められたい。